

精神障害者保健福祉手帳交付申請に必要なもの



- 障害者手帳申請書 (市役所にあります)
- 写真(縦4cm×横3cm) ※新規の場合のみ必要。1年以内の撮影で、上半身の無帽で、サングラス等
かけず顔のよくわかるもの。後ろに人が写っていなければスナップ写真も可。
- 印鑑 (みとめ印で可)
- どちらかを選択
 - 1 医師の診断書 (精神障害者保健福祉手帳用)
 - 2
 - 手帳交付申請に係る同意書 (市役所にあります)
 - 障害年金証書(精神を事由としたもの)のコピー
 - 直近の「年金振込通知書」または「年金の入金がわかる預金通帳」のコピー

□2については、障害年金受給者で、障害者手帳の等級が障害年金の等級と同じとなってもよい場合

- 更新の場合
有効期限の3ヶ月前から申請可能です。ただし、有効期限を過ぎますと新規扱いとなります。
- 等級変更の場合
手帳の有効期限は変更決定を行った日(審査会日)から2年が経過する日の属する月の末日となります。

※自立支援医療(精神通院)の申請も同時におこなう場合は、「自立支援医療の申請に必要なもの」を参照してください。

氏名・住所変更の場合(県内外からの転入も含む)

① 障害者手帳記載変更届・再交付申請書 (市役所にあります)

② 印鑑

その場で障害者手帳の記載変更をし、コピーをとって渡します。

★ 県外からの転入の場合のみ、①②の他に以下のものが必要となります。(新しい手帳を発行します)

③ 障害者手帳申請書 (市役所にあります)

④ 同意書 (市役所にあります) ※前市町村より診断書等を取り寄せる同意書です。

⑤ 写真(縦4cm×横3cm)

⑥ 県外で発行された障害者手帳のコピー

再発行の場合

① 再発行申請書 (市役所にあります)

② 写真(縦4cm×横3cm)

③ 印鑑

④ 手帳の汚れ・破れで再発行する場合は、その障害者手帳

返還する場合

① 返還届 (市役所にあります)

② 障害者手帳

③ 印鑑